

証券コード 4448  
2026年3月10日  
(電子提供措置の開始日2026年3月3日)

株 主 各 位

東京都港区南青山一丁目24番3号  
W e W o r k 乃 木 坂  
株 式 会 社 k u b e l l  
代表取締役兼社長上級執行役員CEO 山本正喜

## 第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は当社定款の定めに基づき、インターネット上のみでの開催とする場所の定めのない株主総会（以下「バーチャルオンリー株主総会」という。）といたします。

本株主総会には、当社指定のウェブサイトを通じてご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.kubell.com/ir/library/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



また、ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、詳細については、4～6頁をご覧ください。

なお、本株主総会に当日ご出席されない場合、又は当日ご出席される場合でも通信障害等に備え、インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、事前行使（期限：2026年3月24日（火曜日）午後7時まで）くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. **開催日時** 2026年3月25日（水曜日）午前10時  
※午前9時30分より配信開始予定です。  
※通信障害等の影響により、本株主総会を上記日程で開催することができない場合、速やかに当社ウェブサイトで、日程等をご案内いたします。
  2. **開催方法** パーチャルオンリー株主総会として開催いたします。  
URL： <https://web.sharely.app/login/kubell-22>  
(詳細は4頁に記載の「バーチャルオンリー株主総会出席方法のご案内」をご参照ください。)  
※インターネット上のみで開催するため株主様が実際にご来場いただける会場はございません。
  3. **目的事項  
報告事項**
    1. 第22期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第22期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項**
- |              |                            |
|--------------|----------------------------|
| <b>第1号議案</b> | 定款一部変更の件                   |
| <b>第2号議案</b> | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| <b>第3号議案</b> | 監査等委員である取締役1名選任の件          |

以 上

- ~~~~~
- ◎本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
  - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - ◎インターネット又は書面（郵送）により事前に議決権行使された株主様が当日インターネット経由で本株主総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本株主総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。本株主総会において議決権を行使されなかった場合は、インターネット又は書面（郵送）により事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。
  - ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び定款第17条の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。以下の事項につきましては、電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイトをご確認いただきますようお願い申し上げます。
    - ・事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
    - ・事業報告の「会計監査人の状況」
    - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
    - ・事業報告の「剰余金の配当等の決定に関する方針」
    - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
    - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
  - ◎本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の発送に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。  
当社ウェブサイト：<https://www.kubell.com/ir/library/meeting/>

# インターネットによる事前の議決権行使について

インターネットによる事前の議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から議決権行使ウェブサイト（三菱UFJ信託銀行）にアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。



議決権行使期限

2026年 3月24日（火曜日）午後7時まで

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



## 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ  
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

・三菱UFJ信託銀行  
ホームページ  
(挿入用紙等のご請求)

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本サイト利用ガイド」をご覧ください。

本サイト利用規定  
本サイト利用ガイド

上記記載内容をご了承される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。 **「次の画面へ」**

お問合せ先  
三菱UFJ信託銀行  
証券代行部  
(株主総会に関する  
お手続きサイトに係

「次の画面へ」をクリック

## 2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力のうえ、「ログイン」を選択してください。

ログインID  -  -  -  (半角)

パスワード  
または仮パスワード

「ログイン」  
をクリック **ログイン**

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードをご入力のうえ、「パスワード変更」を選択してください。 **パスワード変更**

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンでQRコードを読み取る場合、「ログインID」「仮パスワード」の入力不要でログインいただけます。



### ■ ご注意事項

- 午前2時30分から午前4時30分はご利用いただけません。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
  - (1) 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
  - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- インターネット接続料、通信料等、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は株主様のご負担となります。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社  
証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

# バーチャルオンリー株主総会出席方法のご案内

本株主総会は、インターネット上でのみ開催する「バーチャルオンリー株主総会」です。株主様が実際にご来場いただける会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。

また、下記「6. 事前質問方法」の要領に従って、同ウェブサイト内より、事前質問をお受けしておりますので、ぜひご利用ください。

※同サイトのご利用に際しましては、以下の注意事項を必ずご一読ください。

## 1. 開催日時

2026年3月25日（水曜日） 午前10時

※午前9時30分より配信開始予定です。

## 2. 株主総会当日アクセス方法

バーチャルオンリー株主総会サイト

URL : <https://web.sharely.app/login/kubell-22>



- ①上記のURLを入力いただくか、二次元コードを読み込み、バーチャルオンリー株主総会サイトにアクセスしてください。
- ②画面表示に従って同封の議決権行使書用紙に記載の「株主番号」、「郵便番号」及び「保有株式数」を入力しログインしてください。
- ③ご不明点に関しては、以下URLよりヘルプページをご参照ください。  
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/articles/360051199914>

## 3. 当日の議決権行使、ご質問及び動議の方法

### ●議決権行使方法について

- ・「株主総会参考書類」をご検討の上、配信画面下の「決議」ボタンより各議案に対する賛否を全て選択し、ご入力完了しましたら「送信する」ボタンを押してご提出ください。

### ●ご質問方法について

- ・配信画面下の「質問」ボタンより「議案を選択」から質問の対象となる議案を選び、報告事項及び決議事項に関する質問内容を、当日の議案説明が終了する前にご入力し「送信す

る」ボタンを押してください。

- ・ご質問は、質疑応答時間には限りがあること、円滑な議事進行の観点から、株主様お一人につき3問まで、1問につき150文字以内とさせていただきます。
- ・審議の状況によっては、ご提出いただいたご質問すべてに回答できない場合もございます。なお、ご質問は本株主総会の目的事項に関するご質問であり、他のご質問と重複しないものを中心に上げる予定です。

#### ●動議について

- ・配信画面下の「動議」ボタンよりご提出が可能です。円滑な議事進行の観点から、1提案当たり150文字以内とさせていただきます。

#### 4. 通信障害等の対応について

- ・通信障害等への対策として主回線に加え予備回線を用意する等の措置を講じておりますが、通信障害等により本株主総会の議事に著しい支障が生じる場合は、「障害時における本株主総会の延期又は続行の決定」を議長が決定することができることとするため、その旨の決議を本株主総会の冒頭に行う予定です。
- ・総会冒頭で配信画面上に「当日決議」という画面が表示されますので、議長の指示に従い賛否をご選択の上「送信する」ボタンを押して意思表示をお願い申し上げます。

#### 5. インターネットを使用することに支障のある株主様について

- ・インターネットを使用することに支障のある株主様は、書面（郵送）により事前に議決権を行使いただきますよう、お願い申し上げます。
- ・招集ご通知等の書面により、報告事項及び決議事項に関する情報提供を行うことに加え、バーチャルオンリー株主総会に関してわかりやすい形で情報提供を行います。

#### 6. 事前質問方法

【受付期間】 2026年3月4日（水曜日）00:00から2026年3月16日（月曜日）19:00まで

事前質問受付サイト

URL : [https://web.sharely.app/e/kubell-22/pre\\_question](https://web.sharely.app/e/kubell-22/pre_question)



- ①上記URLを入力いただくか、二次元コードを読み込み、事前質問受付サイトにアクセスしてください。
- ②画面表示に従って同封の議決権行使書用紙に記載の「株主番号」、「郵便番号」及び「保

有株式数」を入力しログインしてください。

※ご不明な点に関しては、以下URLよりヘルプページをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/articles/360051199914>

③ログインしましたら「議案を選択」から質問の対象となる議案を選び、1問につき150文字以内で質問内容をご入力いただき、「送信する」ボタンを押してください。

※質問の取扱いについて

- ・株主の皆様のご関心が高い事項等につきましては、本株主総会にて取り上げさせていただく予定です。
- ・いただいたご質問に関して、個別に回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

以 上

#### 注意事項

- インターネット又は書面による議決権の事前行使をされ、当日インターネット経由で出席した場合は、当日もしくは最後に行使された内容を有効な議決権行使として取り扱います。
- バーチャルオンリー株主総会当日において、視聴される株主様の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、サポートできかねます。予めご了承ください。
- 議決権の行使を希望する株主様のうちインターネットを使用することに支障のある株主様につきましては、書面による事前の議決権の行使を推奨いたします。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの第三者への提供や公開・上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- その他配信システムに関するご不明な点に関しては、以下FAQサイトをご確認ください。  
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

# 事業報告

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

少子高齢化が進む日本社会において、社会福祉を支え国際競争力を上げるにあたり労働生産性の向上が最大の焦点となっています。特に日本の労働人口の69.7%を占める中小企業（注1）において労働生産性は長期で伸び悩んでおり、低労働生産性の根本原因となっております。労働生産性向上にはIT投資(DX)が重要であります。リテラシーや予算の問題が大きき投資が進んでおらず、80%以上の中小企業（注2）がDXに取り組めていないのが現状であります。

そのような環境において当社グループは「働くをもっと楽しく、創造的に」というミッションのもと、人生の大半を過ごすことになる「働く」という時間において、ただ生活の糧を得るためだけでなく、1人でも多くの方がより楽しく、自由な創造性を存分に発揮できる社会を実現することを目指し、仕事の効率化や創造的な働き方を実現するサービスの開発・提供に取り組んでおります。

このようなミッションのもと、現在の主力サービスであるビジネスチャットツール「Chatwork」は国内中小企業を中心とした顧客企業の労働生産性向上や働き方の多様化を支援しており、国内利用者数No.1（注3）のサービスとなっております。Chatworkの販売戦略としましては、当社ビジネスチャットの強みである社内外がシームレスにつながるオープンプラットフォーム性と無料からはじめられるフリーミアムの特性によるネットワーク効果を活かしたPLG戦略を軸にユーザーの拡大を進めております。また、サービス品質の向上による無料ユーザーの有料化に加えまして、カスタマーサクセスによる初期活用支援を強化し、課金ID数、ARPUの拡大を目指します。

中長期のビジョンとしてこのビジネスチャットが中小企業市場で圧倒的なシェアを確立していることを強みとし、あらゆるビジネスの起点となるビジネス版スーパーアプリとしてプラットフォーム化を進めることで、さらなる中小企業のDX推進に貢献してまいります。

このビジョンを実現するための取り組みとして、当社はBPaaS（Business Process as a Service）を展開しております。BPaaSとは業務プロセスそのものをクラウドサービスとして提供し、企業がクラウド経由で業務アウトソーシング（BPO）を活用できる仕組みで

す。これにより、企業の業務負担を軽減し、より創造的な業務に集中できる環境を実現します。当社のBPaaSはビジネスチャット「Chatwork」を顧客の業務プロセスに組み込むことで煩雑なコミュニケーションを効率化し、業務を型化してサービスを提供することで、低コストで中小企業の生産性を向上させることを強みとしております。今後も、BPaaSを通じて企業の業務プロセスを最適化し、Chatworkを中心としたプラットフォームの拡大を推進することで、さらなる中小企業のDX化を支援してまいります。

当連結会計年度においては、中期経営計画2024-2026の2年目として、高成長と利益創出の両立に向けた体制構築と事業拡大に取り組んでまいりました。主な施策は以下のとおりです。

- ① Chatworkにおいてはプロダクト主導のPLG (Product-Led Growth) 戦略を軸としたユーザー拡大戦略を推進いたしました。具体的には、パスワードレス機能の実装やアカウント登録プロセスの簡略化等により、利便性と新規登録完了率を向上させました。また、社労士向けシェアトップクラスのSaaS「社労夢」とのAPI連携を開始し、業務効率化の支援を通じたChatwork未利用ユーザーの招待・獲得を促進いたしました。
- ② BPaaSにおいては、2025年7月に当社グループ会社である株式会社kubellパートナーと株式会社ミナジンの経営統合を完了させ、成長スピードの向上とグループ管理の効率化を図りました。また、サービスブランドを「タクシタ」へ刷新してリブランディングを推進するとともに、採用代行 (RPO) サービス「タクシタ採用」の提供を開始するなど、中小企業のノンコア業務を幅広く支援するサービス拡充を加速させました。
- ③ 非連続な成長に向けたM&A・アライアンス戦略を積極的に推進いたしました。2025年11月には、経理業務DX支援の強化とFintech領域への参入を図るため、クラウド請求書処理サービス「ペイトナー請求書」の事業を譲り受けることを決定いたしました。また、同年12月には意思決定の迅速化と投資の柔軟性を高めるため、連結子会社であった株式会社kubellストレージの完全子会社化を決議いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は9,529,226千円(前連結会計年度比12.5%増)、営業利益は485,065千円(前連結会計年比400.8%増)、経常利益は458,084千円(前連結会計年比506.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は215,051千円(前連結会計年度は1,172,456千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

なお、当社グループの報告セグメントは、従来「Chatworkセグメント」と「セキュリティセグメント」の2つに区分して報告しておりましたが、当連結会計年度より「プラットフォーム事業」の単一セグメントに変更しておりますので、セグメント別の記載を省略してお

ります。

(注1) 中小企業庁「中小企業白書」2025年度版

(注2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業のDX推進に関する調査」2025年12月調査

(注3) Nielsen NetView Customized Report 2025年7月度調べ月次利用者(MAU:Monthly Active User)調査。調査対象はChatwork、Microsoft Teams、Slack、LINE WORKSを含む44サービスを株式会社kubellにて選定。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資は、524,099千円であります。主な内訳は、自社利用のソフトウェアの開発で483,099千円であります。

なお、これらの設備所要資金は自己資金にてまかなっております。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はございません。

## (4) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は2025年2月14日開催の取締役会において、2025年7月1日を効力発生日として当社連結子会社である株式会社kubellパートナーを吸収合併存続会社、同社の子会社で当社連結子会社(当社の孫会社)である株式会社ミナジンを吸収合併消滅会社とする吸収合併について決議し、2025年7月1日付で吸収合併いたしました。

## (5) 対処すべき課題

当社グループとして捉えている対処すべき主要課題は以下のとおりです。

### ① 顧客基盤の拡大とエンゲージメントの向上

当社グループのビジネスの根幹は、国内最大級の利用者数を有する「Chatwork」の顧客基盤にあります。中小企業のDXの入り口として、圧倒的なシェアを確立することが競争優位の源泉となります。このため、プロダクト主導の成長戦略(PLG:Product-Led Growth)を推進し、口コミやネットワーク効果を通じた効率的なユーザー獲得を加速させます。また、セキュリティを担保した上でのID登録の簡素化やユーザーインターフェースの改善を継続的に実施し、登録ID数及びアクティブユーザー数の最大化に努めてまいります。

## ② クロスセルの推進とBPaaS事業の拡大

当社グループは、国内最大級の利用者数を有する「Chatwork」の広範な顧客接点を基盤に、グループが保有する多様な商材のクロスセルを推進しております。その中でも特に、中長期的な成長の中核を担う主事業としてBPaaS事業を位置づけており、経理・労務・総務・採用等のノンコア業務を代行する「タクシタ」や「MINAGINE 労務アウトソーシング」等への展開を加速させてまいります。これらの取り組みを通じて、顧客一社当たりの平均単価（ARPU）の向上及び顧客獲得単価（CAC）の低減を実現し、顧客のLTV（Life Time Value）の最大化を図ってまいります。

## ③人とテクノロジーの融合による生産性の向上

BPaaS事業の拡大においては、労働集約的な側面を排除し、高い収益性を確保することが課題となります。当社グループは、オペレーターによる業務遂行に加え、生成AIやSaaS等のテクノロジーを徹底的に活用することで、業務プロセスの効率化・自動化を推進いたします。オペレーションの型化やAIエージェントの開発を進め、「人」と「テクノロジー」をハイブリッドに組み合わせることで、サービス品質の維持・向上と利益率の改善を両立させてまいります。

## ④ セキュリティ、内部管理体制の継続的な向上

当社グループが提供するサービスは、多数の企業の機密情報や個人情報を取り扱っており、社会的なインフラとしての側面を有しております。そのため、サイバー攻撃やシステム障害のリスクに対し、専任の組織による監視体制を整備し、脆弱性診断等の技術的な対策に加え、個人情報管理体制の整備やアクセス制限等のシステム統制といった内部管理体制の強化も推進しております。また、BPaaS業務の拡大に伴い、内部脅威対策製品の導入等、情報の持ち出しに対する監視を実施しております。今後も、堅牢なセキュリティ体制の構築とシステムの安定稼働に継続して投資を行ってまいります。

## ⑤優秀な人材の確保と育成

SaaS及びBPaaSの両輪で事業を成長させるためには、高度なプロダクト開発を担うエンジニアやデザイナー、顧客の業務課題を解決する専門性の高いオペレーション人材、及び業務の効率化、自動化を強力に推進するAI人材の確保が不可欠です。そのため、多様な働き方を許容する人事制度の拡充に加え、既存人材の能力及び技術の向上のため、教育・研修体制を充実させてまいります。また、サステナビリティの重要課題として掲げる「楽しく創造的

に活躍できる人材の創出」に向けた組織文化の浸透を図ることで、優秀な人材の採用と定着、育成に努めてまいります。

#### ⑥M&A・組織再編の推進とグループ・ガバナンスの強化

「ビジネス版スーパーアプリ」の実現に向け、自社開発のみならず、当社グループとのシナジーが見込める企業のM&Aや資本業務提携を主戦略の1つと位置付け、推進してまいります。特にBPaaS領域においては、専門的なノウハウを持つ企業のグループインを進めており、買収後の組織統合（PMI）や機動的な組織再編を迅速かつ円滑に進めることで、早期のシナジー創出を目指します。

一方で、事業領域の拡大に伴い、グループ全体での管理体制の構築が急務となっております。そのため、各グループ会社の独立性を尊重しつつも、グループ全体での内部統制体制の強化等を継続して検討・推進いたします。攻めのM&Aと守りのガバナンスを両立させることで、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図り、顧客からの信頼を獲得できるよう努めてまいります。

#### (6) 財産及び損益の状況の推移

区 分		2022年度 第19期	2023年度 第20期	2024年度 第21期	2025年度 (当連結会計年度) 第22期
売 上 高	(千円)	4,593,178	6,485,207	8,470,717	9,529,226
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	△678,532	△620,440	△1,172,456	215,051
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	△17.11	△15.45	△28.59	5.14
総 資 産	(千円)	5,386,831	6,273,490	6,113,983	6,682,954
純 資 産	(千円)	2,855,932	2,422,218	1,598,791	1,999,928

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式を除いた株式数に基づき算出しております。
2. 過年度における固定資産の減損損失について誤謬を訂正しているため、第19期、第20期の数値は、当該訂正による遡及修正後の数値であります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はございません。

②重要な子会社の状況

(2025年12月31日現在)

会社名	住所	資本金	当社の議決権比率	主要なサービス内容
株式会社kubellストレージ	東京都港区	56,000千円	51%	クラウドストレージ事業
株式会社kubell/パートナー	東京都港区	5,000千円	100%	BPaaS事業

(8) 主要な事業内容

事業	主要製品
プラットフォーム事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ビジネスチャット「Chatwork」</li><li>・BPaaS「タクシタ」[MINAZINE 労務管理アウトソーシング]</li><li>・BtoB送客・アライアンス「Chatwork DX相談窓口」</li><li>・BtoB広告「Chatwork 広告」</li><li>・クラウド型就業管理「Chatwork 勤怠管理」[MINAZINE 勤怠管理]</li><li>・人事評価システム「Chatwork 人事評価」</li><li>・クラウドストレージ「Chatwork ストレージ」[セキュアSAMBA]</li></ul>

(9) 主要な営業所

(2025年12月31日現在)

① 当社

本店 (東京オフィス)	東京都港区
-------------	-------

② 連結子会社

株式会社kubellストレージ	東京都港区
株式会社kubell/パートナー (本社)	東京都港区
株式会社kubell/パートナー (大阪オフィス)	大阪府大阪市北区

(10) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

(2025年12月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
658名	76名増

(注) 上記従業員数には、取締役及び臨時従業員（有期雇用パートタイマー）は含んでおりません。

(11) 主要な借入先

借入先	借入金額 (千円)
株式会社商工組合中央金庫	475,000
株式会社三井住友銀行	199,500
株式会社日本政策金融公庫	168,240

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	普通株式	120,000,000株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	42,261,383株
(3) 株主数		10,700名

### (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社Fun&Creative	20,530,400 株	48.82%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1,821,983 株	4.33%
山 本 正 喜	1,781,651 株	4.24%
山 口 勝 幸	1,186,127 株	2.82%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,133,691 株	2.70%
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS	1,129,100 株	2.68%
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION A/C CLIENTS	997,400 株	2.37%
井 上 直 樹	576,282 株	1.37%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCT E PSMPJ	385,000 株	0.92%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	340,500 株	0.81%

(注) 1. 持株比率は、自己株式（208,004株）を控除して計算しております。

2. 株式会社Fun&Creativeは、当社代表取締役である山本正喜氏がその株式を保有する資産管理会社であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	45,636株	3名
社外取締役（監査等委員を除く。）	8,113株	1名
監査等委員	10,140株	4名

(6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はございません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

名称 (付与決議日)	区分及び 保有者数	新株予約権 1個当たり の発行価額	新株予約権 1個当たり の行使価額	新株 予約権 の数	目的となる 株式の種類 及び数	権利行使期間
第3回新株予約権 (2018年3月27日)	取締役（監査等 委員及び社外取 締役を除く。）1 名	無償	50,000円	20個	普通株式 4,000株	自2018年3月27日 至2028年3月26日
第4回新株予約権 (2018年12月18日)	取締役（監査等 委員及び社外取 締役を除く。）1 名	無償	50,000円	200個	普通株式 40,000株	自2018年12月18日 至2028年12月17日

(注) 当社は、2019年5月22日開催の取締役会決議により、2019年6月19日付で普通株式1株につき200株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はございません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はございません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等（2025年12月31日現在）

地位及び担当	氏名	職名及び重要な兼職の状況
代表取締役兼 社長上級執行役員	山本正喜	CEO
取締役兼 上級執行役員	井上直樹	CFO 株式会社kubellストレージ取締役 株式会社kubellパートナー取締役
取締役兼 上級執行役員	福田升二	COO 株式会社kubellパートナー取締役
取締役	宮坂友大	Capital T合同会社代表社員
取締役 (常勤監査等委員)	熊倉安希子	熊倉公認会計士事務所所長 株式会社バンク・オブ・イノベーション社外取締役（監査等委員） 株式会社ギックス社外監査役
取締役 (監査等委員)	村田雅幸	パブリックゲート合同会社代表社員 株式会社リグア社外取締役 株式会社スマレジ社外監査役 株式会社インソース社外監査役
取締役 (監査等委員)	早川明伸	弁護士法人トラスト 早川・村木経営法律事務所代表弁護士 HENNGE株式会社社外取締役（監査等委員）
取締役 (監査等委員)	福島史之	クラシル株式会社社外監査役 株式会社プレイド社外監査役

- (注) 1. 取締役兼上級執行役員福田升二氏は、事業年度末日後の2026年1月1日付で株式会社kubellストレージの取締役に就任しております。
2. 取締役宮坂友大、熊倉安希子、村田雅幸、早川明伸及び福島史之の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、熊倉安希子氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 監査等委員熊倉安希子氏は、公認会計士として長年にわたり企業の会計監査に従事し、財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験を有しております。
5. 監査等委員村田雅幸氏は、大阪証券取引所及び東京証券取引所での長年の経験により、資本市場の求めるガバナンス体制や経営管理体制への豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。
6. 監査等委員早川明伸氏は、長年にわたる企業法務分野における弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。

7. 監査等委員福島史之氏は、公認会計士として長年にわたり企業の会計監査に従事し、財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験を有しております。
8. 当社は、取締役宮坂友大、熊倉安希子、村田雅幸、早川明伸及び福島史之の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. 当社では、迅速かつ円滑な業務の執行と経営判断の実現のため、上級執行役員・執行役員制度を導入しております。なお、事業年度末日後の2026年1月1日付の上級執行役員は3名、執行役員は7名であり、取締役を兼務していない上級執行役員・執行役員は以下のとおりです。

氏名	職名
桐谷 豪	執行役員CSO兼ビジネスディビジョン長
岡田 亮一	執行役員兼ビジネスディビジョン副ディビジョン長 株式会社kubellパートナー代表取締役
徳原 希望	執行役員CPO兼プロダクトディビジョン長
田中 佑樹	執行役員CTO兼プロダクトディビジョン副ディビジョン長
齊藤 慎也	執行役員兼ピープルディビジョン長
長谷 晋介	執行役員兼コーポレートディビジョン長
澤口 玄	執行役員兼経営企画ディビジョン長

- (2) 当事業年度中に退任した取締役  
該当事項はございません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役会において、以下のとおり取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定しております。

## 【基本方針】

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の報酬は、経営戦略と連動し持続的な成長を推進することで、中長期的な当社グループの企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の対象取締役の報酬の決定に際しては職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

具体的には、対象取締役の報酬は、固定報酬、短期的な業績連動報酬及び中長期のインセンティブとしての株式報酬により構成し、以下の方針にしたがい決定します。また、個々の対象取締役の報酬等の内容については、取締役会の決議により選定された3名以上の取締役で構成し、独立社外取締役が委員の過半数を占める報酬委員会の審議及び答申を踏まえ、取締役会の決議により決定することにより、公正性、透明性及び客観性のある手続をとることとします。

## 【固定報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針】

固定報酬の具体的な額については、株主総会で決議された報酬額の範囲内において、担当職務、貢献度に応じて、当社の業績、経済状況等を考慮しながら、総合的に勘案し、毎期、更新し決定します。

## 【短期的な業績連動報酬(金銭報酬)に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の個人別の報酬等の額の算定方法の決定に関する方針】

短期的な業績連動報酬の具体的な額については、株主総会で決議された報酬額の範囲内において、前年度の当社（及び当社の関係会社）の予算達成率、対象取締役の貢献度等を考慮しながら、総合的に勘案し、毎期、更新し決定します。なお、短期的な業績連動報酬の支給対象者は、社外取締役を除く対象取締役とします。

## 【株式報酬(非金銭報酬等、業績連動報酬等)の内容及びその個人別の報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針】

株式報酬は、「事前交付型譲渡制限付株式報酬 (RS)」（非金銭報酬等）及び「業績連動型譲渡制限付株式報酬 (PSU)」（非金銭報酬等かつ業績連動報酬等）の2種類です。

「事前交付型譲渡制限付株式報酬 (RS)」は、一定期間継続して当社の取締役の地位にあったこと等を条件として、取締役等の地位から退任する時に譲渡制限を解除する譲渡制限付株式を当該一定期間中に付与するものとします。

「業績連動型譲渡制限付株式報酬 (PSU)」は、取締役会においてあらかじめ評価期間及び当該評価期間中の業績目標・指標を設定し、評価期間終了後にその達成度に応じて算定される数の譲渡制限付株式を付与するものであり（ただし、一部を金銭により支給することができる。）、譲渡制限は当社の取締役等の地位を退任するときに解除するものとします。なお、業績目標・指標は、利益に関する指標その他の当社の中期経営計画の業績目標等を踏まえた指標から取締役会において定めます。

これらの内容は株主総会で決議された内容の範囲内で取締役会において決定します。個々

の対象取締役に対する付与金額及び付与数については、役位、担当職務、貢献度等を考慮しながら、株主総会で決議された報酬額及び株式数の上限の範囲内において、総合的に勘案し、毎期、更新し決定します。

なお、業績連動型譲渡制限付株式報酬（PSU）の支給対象者は、社外取締役を除く対象取締役とします。

#### 【種類別の報酬割合の決定に関する方針】

対象取締役の種類別の報酬割合については、役位、担当職務、貢献度のほか、当社の業績、過去に付与した非金銭報酬等を総合的に勘案し、毎期、適切な割合を更新し決定します。

#### 【取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針】

固定報酬については月例とし、短期的な業績連動報酬については特段の事情がない限り株主総会実施月の翌月から12ヶ月間均等額を支給するものとし、譲渡制限付株式報酬（RS）の付与については特段の事情がない限り定時株主総会后遅滞なく付与します。

業績連動型譲渡制限付株式報酬（PSU）の付与については、取締役会において経営環境を踏まえて適切な時期に評価期間及び業績目標・指標を設定し、業績目標・指標の達成度に応じて評価期間の終了後に譲渡制限付株式（及び金銭）を付与します。

#### 【取締役の個人別の報酬等の内容の決定の方法】

個々の対象取締役の報酬等の内容については、取締役会の決議により選定された3名以上の取締役で構成し、独立社外取締役が委員の過半数を占める報酬委員会の審議及び答申を踏まえ、取締役会の決議により決定します。

#### 【当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由】

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別報酬等の内容の決定にあたっては、報酬委員会において各取締役の役割・責任及び当社グループ全体の戦略策定と統制への貢献度等の評価が行われており、当該結果をまとめた答申を踏まえて、当社の取締役会にて総合的な議論検討を行っており、決定方針に沿うものであると判断しております。

#### 【監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項】

監査等委員である取締役の報酬等の額は、株主総会で定められた報酬総額の限度内において、監査等委員会監査における各委員の貢献度等を勘案して、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

#### ②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役に対する報酬等の額は、2023年3月29日開催の第19期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額200,000千円以内（うち社外取締役は年額50,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まな

い。)とし、監査等委員である取締役の報酬額を、社外取締役分も含めて年額50,000千円として、ご承認いただいております。

また、2024年3月27日開催の第20期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する事前交付型の譲渡制限付株式に関する報酬等の金銭報酬債権を年額120,000千円以内（うち社外取締役は年額20,000千円以内。）かつ譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数を年間116,000株以内（うち社外取締役は年間23,200株以内。）とすること、対象社内取締役に対する業績連動型の譲渡制限付株式に関する報酬等の金銭報酬債権を業績評価期間に関して2,000,000千円以内かつ譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数を812,000株以内として、ご承認いただいております。合わせて、2024年3月27日開催の第20期定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬額とは別枠として、対象となる監査等委員である取締役に対する事前交付型の譲渡制限付株式に関する報酬等の金銭報酬債権を、年額20,000千円以内かつ譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間23,200株以内として、ご承認いただいております。

2023年3月29日開催の第19期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）、2024年3月27日開催の第20期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役4名）です。

### ③取締役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等 (非金銭報酬等)	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	158,407 (6,999)	69,408 (3,000)	62,499 (0)	26,498 (3,999)	4 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	30,099 (30,099)	25,099 (25,099)	0	4,999 (4,999)	4 (4)
合計 （うち社外役員）	188,506 (37,098)	94,508 (28,099)	62,499 (0)	31,497 (8,998)	8 (5)

(注) 1. 業績連動報酬等の金額は、2024年3月27日開催の当社第20期定時株主総会において決議された取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に伴い、当事業年度に引当計上した金額を記載しております。

2. 業績連動報酬等の額には、中期インセンティブとしての業績連動型株式報酬（PSU）が含まれております。これらの額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、評価期間を3事業年度とし、売上高成長率、EBITDA率及び時価総額であります。また、当該業績指標を採用した理由は、中期経営計画の達成を確実に実行し中長期的な成長を動機付けるためであります。

なお、業績連動報酬等の額の算定方法は、「(4) ①取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項」の【株式報酬(非金銭報酬等、業績連動報酬等)の内容及びその個人別の報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針】に記載の通りです。

3. 非金銭報酬等として、取締役に対し譲渡制限付株式報酬を交付しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	宮 坂 友 大	Capital T合同会社代表社員	重要な取引その他の関係はございません。
社外取締役 (常勤監査等委員)	熊 倉 安希子	熊倉公認会計士事務所所長 株式会社バンク・オブ・イノベーション社外取締役（監査等委員） 株式会社ギックス社外監査役	重要な取引その他の関係はございません。
社外取締役 (監査等委員)	村 田 雅 幸	パブリックゲート合同会社代表社員 株式会社リグア社外取締役 株式会社スマレジ社外監査役 株式会社インソース社外監査役	重要な取引その他の関係はございません。
社外取締役 (監査等委員)	早 川 明 伸	弁護士法人トラスト 早川・村木経営 法律事務所代表弁護士 HENNGE株式会社社外取締役（監査等委員）	重要な取引その他の関係はございません。
社外取締役 (監査等委員)	福 島 史 之	クラシル株式会社社外監査役 株式会社プレイド社外監査役	重要な取引その他の関係はございません。

## ②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況 並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	宮 坂 友 大	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席しました。企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から助言・提言を行っております。
社外取締役 (常勤監査等 委員)	熊 倉 安希子	当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会14回の全てに出席しました。公認会計士としての監査実務経験と専門的見地から、適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の適法性・妥当性を確認するための助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	村 田 雅 幸	当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会14回の全てに出席しました。証券取引所での豊富な経験と幅広い見識から、適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の適法性・妥当性を確認するための助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	早 川 明 伸	当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会14回の全てに出席しました。弁護士としての専門的見地から、適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の適法性・妥当性を確認するための助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	福 島 史 之	当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会14回の全てに出席しました。公認会計士としての監査実務経験と専門的見地から、適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の適法性・妥当性を確認するための助言・提言を行っております。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査等委員及び上級執行役員・執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額を設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

当期に係る会計監査人としての報酬等の額 45,000千円

当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 45,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査等委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議事項とすることを取締役会へ請求いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を次のとおり整備しています。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、当社のミッション、ビジョン並びにバリュー（「Integrity Driven-チーム・顧

- 客・社会に対して誠実に)に則り、法令、定款及び社内規程並びに社会規範等を遵守した適正な企業活動を行う。
- ii 代表取締役社長は、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図るため、コンプライアンスを経営の基本方針の1つとする。
  - iii コンプライアンス担当取締役の選任、「コンプライアンス規程」に基づくコンプライアンス担当取締役を責任者とする「コンプライアンス委員会」の設置、及び「内部通報規程」に基づく内部通報制度の整備をすることで、コンプライアンス活動推進体制・取締役会及び監査等委員会との連携・報告体制を構築する。
  - iv 代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査部門を設置し、内部監査部門は「内部監査規程」に基づき、内部統制の有効性及び効率性を調査し、従業員等の職務の執行が法令、定款並びに当社の社内規程に適合していることを確認の上、代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。

## ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- i 取締役の職務執行に関する重要な情報・決定事項等に係る文書、帳票、電磁的記録等を法令及び「文書管理規程」に従い、適切に保存、管理する。
- ii 取締役は必要に応じてこれらの文書、帳票、電磁的記録等を閲覧することができる。

## ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i 「リスク管理規程」を整備し、各部門責任者をリスク対応責任者、リスク管理部門責任者をリスク管理責任者としたリスク管理体制を配備する。
- ii 各部門責任者は、当社が管理すべきリスクを抽出し、発生頻度及び影響度の観点からリスク評価を行い、リスク管理責任者に報告することで、リスクの未然防止や早期発見に努める。
- iii 特に重要なリスクについては取締役会に報告され、取締役による協議を行い、対応方針に関する承認を行う。
- iv リスクが顕在化した場合は、リスク対応責任者を統括責任者としてリスク管理関連部門と連携し対応する。なお、重要インシデントに該当する可能性がある場合は、代表取締役社長を統括責任者とした緊急事態対応体制を敷き対応する。インシデント対応にあたっては、インシデントレベルに応じて、リスク管理責任者に報告し、取締役会及び監査等委員会と連携の上、早期の回復に努める。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i 法令、定款及び「取締役会規程」に則り、毎月1回の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。
  - ii 当社は、上級執行役員により構成される経営会議を設置するとともに、執行役員制度並びに各組織の業務分掌及び職位に応じた職務権限を定める規程を整備し、当該規程に則って各職位への権限委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。
- ⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i 当社グループは、グループ全体でバリューを共有し、各子会社に適用される法令及び定款をはじめとする社内規程を遵守した適正な企業活動を行う。
  - ii 当社は「関係会社管理規程」に基づき子会社を管理し、子会社においては社内規程に基づき当社グループに影響を及ぼす重要事項について当社への事前の報告又は当社の事前の承認を求める体制を整備するとともに、子会社に対して役職員を派遣し、子会社の取締役会等の重要会議への出席を通じて、子会社の役職員の職務執行状況が報告・連携される体制を構築する。
  - iii 子会社において経営会議を設置するとともに、組織の業務分掌及び職位に応じた職務権限を定める規程を整備し、当該規程に則って各職位への権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。
  - iv 当社の内部通報制度を当社グループ全体において運用し、子会社の取締役及び従業員等によるコンプライアンス違反行為の未然防止、早期発見、是正、及び再発防止に努める。
  - v 当社内部監査部門が、子会社に対して直接監査を実施し、又は子会社で実施した監査結果の共有を受け、その妥当性及び有効性を確認する。
- ⑥監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人への指示の実効性確保に関する事項
- i 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助する使用人を配置する。

- ii 当該補助使用人に対する監査等委員会からの指示については、監査等委員以外の取締役並びに所属部門長からの指揮命令を受けないこととする。
- iii 当該補助使用人の人事異動、考課並びに懲戒処分については監査等委員会の同意を得るものとする。

⑦当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- i 当社及び子会社の取締役及び従業員等は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、または、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査等委員会に遅滞なく報告する。
- ii 監査等委員会は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録並びに稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員等に説明を求めることができる。
- iii 監査等委員会に報告を行った取締役及び従業員等について、代表取締役社長等の管理者は当該報告の事実を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。

⑧監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- i 監査等委員の職務執行に必要な費用は、会社が実費を負担する。

⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i 代表取締役社長は、監査等委員会と定期的に意見交換の場を持ち、意思疎通を図る。
- ii 取締役は、監査等委員が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査部門及び会計監査人を含む外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。

⑩反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- i 「反社会的勢力排除に関する規程」を整備し、当社及び子会社の取締役及び従業員等に周知徹底し、反社会的勢力に対して組織として毅然とした対応を取るとともに、反社会的勢力との間において取引や利益供与を含めた一切の関係を拒絶することで、社会的責

任と公共的使命を果たす。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ①取締役会において、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全て出席いたしました。
- ②監査等委員会は、監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び内部監査部門、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③内部監査部門は、内部監査活動計画に基づき、当社グループの各部門の業務執行の監査、内部統制監査を行いました。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を適切に行なっていくことが重要であると認識しておりますが、現段階では、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当にかかる決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,829,891	流動負債	3,820,604
現金及び預金	3,455,235	未払金	343,752
売掛金	456,925	未払費用	252,546
商品	4,045	未払法人税等	251,866
貯蔵品	1,411	契約負債	2,225,510
前払費用	878,146	賞与引当金	125,692
その他流動資産	35,082	1年内返済予定の長期借入金	390,340
貸倒引当金	△957	その他流動負債	230,895
固定資産	1,853,063	固定負債	862,421
有形固定資産	39,317	長期借入金	541,588
建物	20,163	株式報酬引当金	320,833
工具、器具及び備品	19,153		
無形固定資産	1,091,821		
ソフトウェア	753,082		
ソフトウェア仮勘定のれん	249,280		
	89,458		
投資その他の資産	721,924	負債合計	4,683,025
投資有価証券	162,784	(純資産の部)	
敷金及び保証金	94,041	株主資本	1,984,810
繰延税金資産	335,102	資本金	3,008,265
長期前払費用	119,201	資本剰余金	2,994,125
その他	10,795	利益剰余金	△4,017,465
		自己株式	△115
		その他の包括利益累計額	15,118
		その他有価証券評価差額金	2,513
		繰延ヘッジ損益	12,605
		純資産合計	1,999,928
資産合計	6,682,954	負債・純資産合計	6,682,954

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	9,529,226
売上原価	2,925,595
売上総利益	6,603,630
販売費及び一般管理費	6,118,564
営業利益	485,065
営業外収益	
受取利息	4,114
ポイント収入	5,445
敷金及び保証金清算益	3,746
投資事業組合運用益	3,786
雑収入	1,440
営業外費用	
支払利息	19,977
為替差損	10,539
株式交付費	872
コミットメントファイアー	750
支払保証料	1,206
投資有価証券売却損	6,536
固定資産除却損	4,141
雑損失	1,491
経常利益	45,516
税金等調整前当期純利益	458,084
法人税、住民税及び事業税	297,064
法人税等調整額	△54,032
当期純利益	215,051
親会社株主に帰属する当期純利益	215,051

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,922,256	2,908,116	△4,232,517	△115	1,597,741
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	86,008	86,008			172,017
親会社株主に 帰属する当期純利益			215,051		215,051
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額 合計	86,008	86,008	215,051	△0	387,068
当期末残高	3,008,265	2,994,125	△4,017,465	△115	1,984,810

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	△1,768	2,818	1,050	1,598,791
連結会計年度中の変動額				
新株の発行				172,017
親会社株主に 帰属する当期純利益				215,051
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4,281	9,786	14,068	14,068
連結会計年度中の変動額 合計	4,281	9,786	14,068	401,137
当期末残高	2,513	12,605	15,118	1,999,928

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結子会社の数 …………… 2社
- ②連結子会社の名称 …………… 株式会社kubellストレージ  
株式会社kubellパートナー

#### (連結の範囲の変更)

当社連結子会社であった株式会社ミナジンは、同じく連結子会社である株式会社kubellパートナーを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 会計方針に関する事項

##### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

- a.商品、貯蔵品 …………… 先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### b.その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理以外のものし、売却原価は移動平均法により算定）
  - ・市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法
- ただし、投資事業組合等については、投資事業組合等の事業年度の財務諸表に基づいて、当社の持分相当額を純額で計上しております。

##### ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### a.有形固定資産

- ・建物 … 定額法
- ・工具、器具及び備品 … 定率法

なお、主な耐用年数は下記の通りであります。

- ・建物 … 8年～15年

・工具、器具及び備品 … 3年～10年

b.無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

・ソフトウェア …… 3年

③重要な引当金の計上基準

a.貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

b.賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

c.株式報酬引当金

業績連動型株式報酬制度による当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式等の交付見込額に基づき計上しております。

④のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、10年の定額法により償却しております。

⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項

a.繰延資産の処理方法

株式交付費 …… 支出時に全額費用として処理しております。

b.収益認識及び費用の計上基準

・プラットフォーム事業

SaaSドメイン

SaaSドメインにおける主要な履行義務は、ビジネスチャットツール「Chatwork」の開発及びサービスの提供であります。当該サービス提供において、当社は顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、当該

履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて契約に基づく取引価格を按分し、収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### BPaaSドメイン

BPaaSドメインにおける主要な履行義務は、業務プロセス代行サービス「タクシタ（「Chatworkアシスタント」を含む）」の提供であります。当該サービス提供において、当社は顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、顧客への役務の提供に応じて履行義務が充足されるため、当該役務の提供を行った時点で収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### c.重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

#### d.ヘッジ会計の方法

##### (1)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

##### (2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建債務及び外貨建予定取引

##### (3)ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

す。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

株式会社kubellに関する繰延税金資産の回収可能性

#### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	335,102千円

#### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するか否かで判断しております。当該判断は、当社を通算親法人とした通算グループにおける収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、将来加算一時差異の十分性等を考慮して判断しております。

なお、当社グループの繰延税金資産の主要な残高は当社を通算親法人とした通算グループに係るものであり、その多くが当社において計上したものであります。課税所得の見積りは、取締役会で承認された翌連結会計年度の事業計画を基礎とし、その主要な仮定は当社のライセンス数であります。

当該事業計画の仮定に変動が生じた場合、課税所得の見積りに変化が生じ、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### ①担保に供している資産

定期預金 350,000千円

(注) (3)財務制限条項1.に記載の借入金にかかる担保資産となります。

##### ②担保に係る債務

1年以内返済予定の長期借入金 199,500千円

計	199,500千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	22,191千円

(3) 財務制限条項

1.当社は、株式会社kubellストレージの株式取得のため、株式会社三井住友銀行と2021年7月1日付で「金銭消費貸借契約」を締結しており、この契約に基づく借入金残高は次の通りであります。

借入金残高	59,500千円
-------	----------

なお、当該契約には下記の財務制限条項が付されております。

- ・株式会社三井住友銀行の事前の書面による承諾なしに、当社の株式会社kubellストレージに対する出資比率を51.0%(間接保有を含み、潜在株式等を含む)より下回らせないこと。

2.当社は、株式会社ミナジン（現・株式会社kubellパートナー）の株式取得のため、株式会社三井住友銀行と2023年3月31日付で「金銭消費貸借契約」を締結しており、この契約に基づく借入金残高は次の通りであります。

借入金残高	140,000千円
-------	-----------

なお、当該契約には下記の財務制限条項が付されております。

- ①四半期毎の業績資料にて、連結貸借対照表に記載される現金及び預金の金額を有利子負債以上維持すること。

- ②株式会社三井住友銀行の事前の書面による承諾なしに、当社の株式会社kubellパートナーに対する出資比率を100%(間接保有を含み、潜在株式等を含む)より下回らせないこと。

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- |  |             |
|--|-------------|
| (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び株式数                                  |             |
| 普通株式   | 42,261,383株 |
| (2) 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び株式数 |             |
| 普通株式   | 867,400株    |

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資産運用については預金、預け金等の安全性の高い金融資産で行っており、資金調達については取締役会承認に基づき決定する方針であります。また、デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金は金融機関の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。営業債権である売掛金はいずれも1年以内の入金期日であり、契約等に従ってリスク管理を行っています。

また、営業債務である未払金は1年以内の支払期日であります。法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

長期借入金(1年内返済予定含む)は、子会社株式の取得資金及び運転資金であります。なお、財務制限条項が付されており、資金調達に係る流動性リスクに影響を及ぼす可能性があります。また、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債務及び為替予約取引に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、為替予約の契約先は、信用度の高い国内銀行であるため、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクはほとんどないと判断しています。

### ③金融商品に係るリスク管理体制

当社グループの売掛金の多くがクレジットカード決済であり信用リスクにおいてはクレジットカード会社にて担保されております。長期借入金の金利変動リスクについては、金利動向を随時把握し適切に管理しております。また、外貨建ての債権・債務に係る為替変動リスクに関しては、社内規程に則り、案件ごとの受注・購入発注時点に、決済時期にあわせた為替予約を実施することによりリスクをヘッジしています。なお、為替予約取引に関するデリバティブ取引については、社内規程を設け管理運用しています。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(*2)	時価(*2)	差額
(1) 投資有価証券	13,622	13,622	－
(2) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	(931,928)	(931,667)	△260
(3) デリバティブ取引	18,283	18,283	－

(\*1)「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*3)投資有価証券は、投資事業有限責任組合出資金及び非上場株式であり、市場価格がないことから、上記には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合出資金	8,395
非上場株式	140,766

(\*4)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外  
の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
新株予約権	－	－	13,622	13,622
デリバティブ取引	－	18,283	－	18,283

(注)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	－	931,667	－	931,667

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

J-KISS型新株予約権は、過去の取引価格を基礎として、金融商品の価値に影響を与える事象を考慮し、直近の時価を見積もっており、レベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産のうちレベル3の時価に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しています。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	
SaaSドメイン	8,337,572
BPaaSドメイン	1,191,653
顧客との契約から生じる収益	9,529,226
その他の収益	—
外部顧客への売上高	9,529,226

(注) 当連結会計年度より、当社グループの事業の収益性をより明確化するため「SaaSドメイン」、「BPaaSドメイン」へと区分して表示しております。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (2)会計方針に関する事項 ⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項 b.収益認識及び費用の計上基準」に記載しております。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ①顧客との契約から生じた契約負債の残高等

契約負債は、顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、1,982,545千円であります。

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
契約負債	1,982,545	2,225,510

## ②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	47.56円
1株当たり当期純利益金額	5.14円

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 10. その他

(連結子会社間の吸収合併)

当社は2025年2月14日開催の取締役会において、2025年7月1日を効力発生日として当社連結子会社である株式会社kubellパートナーを吸収合併存続会社、同社の子会社で当社連結子会社（当社の孫会社）である株式会社ミナジンを吸収合併消滅会社とする吸収合併について決議し、2025年7月1日付で吸収合併いたしました。

### 1. 取引の概要

(1)結合当事企業の名称及び当該事業の内容

吸収合併存続会社

結合企業の名称 株式会社kubellパートナー

事業の内容 各種業務の代行・支援等

吸収合併消滅会社

結合企業の名称 株式会社ミナジン

事業の内容 給与計算アウトソーシング、就業管理システム企画・販売等

(2)企業結合日

2025年7月1日

(3)企業結合の法的形式

株式会社kubellパートナーを存続会社、株式会社ミナジンを消滅会社とする吸収合併

(4)結合後企業の名称

株式会社kubellパートナー

(5)その他取引の概要に関する事項

本合併は、株式会社kubellパートナーと株式会社ミナジンを法人として一体化させることで、売上及び利益の成長スピードの更なる向上並びに当社グループ管理の効率化を図ることを目的としております。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理)

当社は当連結会計年度中にグループ通算制度の申請を行い、翌連結会計年度からグループ通算制度を適用いたします。これに伴い、当連結会計年度から「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に基づき、グループ通算制度を前提とした会計処理を行っております。

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

# 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,106,900	流動負債	3,120,522
現金及び預金	2,223,518	未払金	194,599
売掛金	234,416	未払費用	109,378
貯蔵品	895	未払法人税等	249,286
前払費用	832,575	未払消費税等	134,406
預け金	13,828	契約負債	1,985,791
関係会社短期貸付金	720,000	預り金	842
その他流動資産	110,492	従業員預り金	47,267
貸倒引当金	△28,827	賞与引当金	81,019
固定資産	1,709,208	1年内返済予定の長期借入金	299,500
有形固定資産	39,183	その他流動負債	18,430
建物	20,163	固定負債	695,833
工具、器具及び備品	19,019	長期借入金	375,000
無形固定資産	1,002,362	株式報酬引当金	320,833
ソフトウェア	753,082		
ソフトウェア仮勘定	249,280	負債合計	3,816,356
投資その他の資産	667,662	(純資産の部)	
投資有価証券	162,784	株主資本	1,984,634
関係会社株式	0	資本金	3,008,265
敷金及び保証金	94,041	資本剰余金	2,994,125
長期前払費用	118,275	資本準備金	2,994,125
関係会社長期貸付金	1,750,000	利益剰余金	△4,017,641
繰延税金資産	283,665	利益準備金	3,535
その他	8,895	その他利益剰余金	△4,021,176
貸倒引当金	△1,750,000	繰越利益剰余金	△4,021,176
資産合計	5,816,108	自己株式	△115
		評価・換算差額等	15,118
		その他有価証券評価差額金	2,513
		繰延ヘッジ損益	12,605
		純資産合計	1,999,752
		負債・純資産合計	5,816,108

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		7,555,019
売上原価		1,874,689
売上総利益		5,680,330
販売費及び一般管理費		4,312,888
営業利益		1,367,441
営業外収益		
受取利息	15,818	
投資事業組合運用益	3,786	
ポイント収入	4,680	
雑収入	831	25,117
営業外費用		
支払利息	14,890	
株式交付費	872	
為替差損	10,539	
コミットメントファイ	750	
投資有価証券売却損	6,536	
固定資産除却損	4,141	37,731
経常利益		1,354,827
特別利益		
債務保証損失引当金戻入額	121,624	
関係会社事業損失引当金戻入額	35,077	156,701
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	1,004,903	1,004,903
税引前当期純利益		506,626
法人税・住民税及び事業税	294,169	
法人税等調整額	△2,595	291,574
当期純利益		215,051

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	2,922,256	2,908,116	2,908,116	3,535	△4,236,228	△4,232,693
事業年度中の変動額						
新株の発行	86,008	86,008	86,008			
当期純利益					215,051	215,051
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
事業年度中の変動額合 計	86,008	86,008	86,008	－	215,051	215,051
当期末残高	3,008,265	2,994,125	2,994,125	3,535	△4,021,176	△4,017,641

	株主資本		評価・換算差額等			純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	△115	1,597,565	△1,768	2,818	1,050	1,598,615
事業年度中の変動額						
新株の発行		172,017				172,017
当期純利益		215,051				215,051
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			4,281	9,786	14,068	14,068
事業年度中の変動額合 計	△0	387,068	4,281	9,786	14,068	401,137
当期末残高	△115	1,984,634	2,513	12,605	15,118	1,999,752

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 …………… 先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### ②その他有価証券

市場価格のない株式等 …………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理以外のもの  
し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

ただし、投資事業組合等については、投資事業組合等の事業年度の財務諸表に基づいて、当社の持分相当額を純額で計上しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

建物 …………… 定額法

工具、器具及び備品 …………… 定率法

なお、主な耐用年数は下記の通りであります。

建物 …………… 8年～15年

工具、器具及び備品 …………… 3年～10年

##### ②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は下記の通りであります。

ソフトウェア（自社利用） …… 3年

#### (4) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### ③株式報酬引当金

業績連動型株式報酬制度による当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式等の交付見込額に基づき計上しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

##### ・プラットフォーム事業 SaaSドメイン

SaaSドメインにおける主要な履行義務は、ビジネスチャットツール「Chatwork」の開発及びサービスの提供であります。当該サービス提供において、当社は顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて契約に基づく取引価格を按分し、収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### a.繰延資産の処理方法

株式交付費 …………… 支出時に全額費用として処理しております。

##### b.重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

## c.ヘッジ会計の方法

### (1)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

### (2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建債務及び外貨建予定取引

### (3)ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

連結計算書類「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 株式会社kubellに関する繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

## 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

定期預金 350,000千円

(注) (4)財務制限条項1.に記載の借入金にかかる担保資産となります。

②担保に係る債務

1年以内返済予定の長期借入金 199,500千円

計 199,500千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	22,154千円
(3) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務(区分表示したものを除く)	
①短期金銭債権	102,034千円
②短期金銭債務	1,215千円

(4) 財務制限条項

1.当社は、株式会社kubellストレージの株式取得のため、株式会社三井住友銀行と2021年7月1日付で「金銭消費貸借契約」を締結しており、この契約に基づく借入金残高は次の通りであります。

借入金残高	59,500千円
-------	----------

なお、当該契約には下記の財務制限条項が付されております。

・株式会社三井住友銀行の事前の書面による承諾なしに、当社の株式会社kubellストレージに対する出資比率を51.0%(間接保有を含み、潜在株式等を含む)より下回らせないこと。

2.当社は、株式会社ミナジン（現株式会社kubellパートナー）の株式取得のため、株式会社三井住友銀行と2023年3月31日付で「金銭消費貸借契約」を締結しており、この契約に基づく借入金残高は次の通りであります。

借入金残高	140,000千円
-------	-----------

なお、当該契約には下記の財務制限条項が付されております。

①四半期毎の業績資料にて、連結貸借対照表に記載される現金及び預金の金額を有利子負債以上維持すること。

②株式会社三井住友銀行の事前の書面による承諾なしに、当社の株式会社kubellパートナーに対する出資比率を100%(間接保有を含み、潜在株式等を含む)より下回らせないこと。

(5) 保証債務

株式会社kubellパートナーの金融機関からの下記借入債務に対し、保証を行っておりま  
す。

借入金残高 89,188千円

**5. 損益計算書に関する注記**

(1) 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

売上高 42,000千円

その他の営業取引高 24,653千円

(2) 営業取引以外の取引による取引高 12,464千円

**6. 株主資本等変動計算書に関する注記**

(1) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 208,004株

**7. 税効果会計に関する注記**

(1) 繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却費 196,050千円

退職給付費用 2,205千円

未払事業税 20,962千円

未払事業所税 1,761千円

譲渡制限付株式報酬費用 150,493千円

貸倒引当金 60千円

賞与引当金 23,464千円

投資有価証券評価損 21,528千円

関係会社株式評価損 501,266千円

関係会社貸倒引当金 560,623千円

資産除去債務 1,120千円

商標権	2,505千円
繰越欠損金	208,026千円
繰延税金資産小計	1,690,068千円
評価性引当額	△1,399,615千円
繰延税金資産合計	290,453千円
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	5,678千円
その他有価証券評価差額金	1,109千円
繰延税金負債合計	6,787千円
繰延税金資産の純額	283,665千円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は当事業年度中にグループ通算制度の申請を行い、翌事業年度からグループ通算制度を適用いたします。これに伴い、当事業年度から「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に基づき、グループ通算制度を前提とした会計処理を行っております。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有（被所有） 割合（％）	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
子会社	株式会社kubell ストレージ	（所有） 直接51.0	役員の兼任	資金の貸付 （注1）	—	関係会社 短期貸付金 （注3）	120,000
					100,000	関係会社 長期貸付金 （注3）	150,000
子会社	株式会社kubell パートナー	（所有） 直接100	役員の兼任	資金の貸付 （注1）	—	関係会社 短期貸付金 （注3）	600,000
					1,600,000	関係会社 長期貸付金 （注3）	1,600,000
				債務保証 （注2）	89,188	—	—
子会社	株式会社ミナジン	（所有） 直接100	役員の兼任	資金の貸付 （注1） （注4）	50,000	関係会社 短期貸付金 （注3）	—

（注1）資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

（注2）株式会社kubellパートナーの銀行借入につき債務保証を行ったものであり、保証料は受領しておりません。  
なお、取引金額は債務保証の期末残高を記載しております。

（注3）関係会社貸付金に対して、当事業年度に合計1,004,903千円の貸倒引当金繰入額及び合計1,778,827千円の貸倒引当金を計上しております。

（注4）2025年7月1日に株式会社kubellパートナーを存続会社、株式会社ミナジンを消滅会社とする吸収合併を行っております。上記取引金額については、関連当事者であった期間の内容を記載しております。

### (2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有（被所有） 割合（％）	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
役員	井上 直樹	（被所有） 直接1.4	当社取締役	新株予約権の行使 （注1）	36,000	—	—

（注1）新株予約権の行使は、2018年3月27日の取締役会決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

1株あたり純資産額	47.55円
1株あたり当期純利益金額	5.14円

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

株式会社kubell  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 正 広

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西 口 昌 宏

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社kubellの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社kubell及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

株式会社kubell  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 正 広

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西 口 昌 宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社kubellの2025年1月1日から2025年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。  
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。  
③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月19日

株式会社kubell 監査等委員会

常勤監査等委員 熊 倉 安 希 子 ㊞

監 査 等 委 員 村 田 雅 幸 ㊞

監 査 等 委 員 早 川 明 伸 ㊞

監 査 等 委 員 福 島 史 之 ㊞

(注) 監査等委員熊倉安希子、村田雅幸、早川明伸及び福島史之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当社の事業領域の拡大及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について、事業目的を追加するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第1章 総則  (目的) 第2条 当社は、次の各業務を営むことを目的とする。 1. ～ 27. (条文省略) (新設) <u>28.</u> ～ <u>29.</u> (条文省略)	第1章 総則  (目的) 第2条 当社は、次の各業務を営むことを目的とする。 1. ～ 27. (現行どおり) <u>28.</u> 電子決済等代行業 <u>29.</u> ～ <u>30.</u> (現行どおり)

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本株主総会終結の時をもって、現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名は任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、意見はありませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	やまもと まさき 山本 正喜 (1980年12月16日生)	2004年4月 株式会社テレウェイヴ（現株式会社アイフラッグ）入社 2005年4月 当社入社 取締役CTO 2018年6月 当社代表取締役兼社長執行役員CEO兼CTO 2020年7月 当社代表取締役兼社長執行役員CEO 2023年10月 当社代表取締役兼社長上級執行役員CEO（現任）	22,312,051株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">いのうえ なおき 井上 直樹 (1973年10月28日生)</p>	<p>1998年 4 月 株式会社アサツーディ・ケイ 入社  2002年 11月 株式会社ローランド・ベルガー 入社  2004年 4 月 デルジャパン株式会社 入社  2006年 12月 レノボ・ジャパン株式会社 入社  2008年 2 月 株式会社リクルートホールディングス  入社  2012年 10月 Indeed Inc. 出向  2015年 8 月 Hotspring Ventures Limited取締役  2017年 11月 当社入社 CFO兼コーポレートサポー  ト本部長  2018年 3 月 当社執行役員CFO  2019年 3 月 当社取締役兼執行役員CFO  2019年 10月 当社取締役兼執行役員CFO兼コーポ  レート本部長  2021年 7 月 Chatworkストレージテクノロジーズ株  式会社(現株式会社kubellストレージ)取  締役 (現任)  2021年 10月 当社取締役兼執行役員CFO  2023年 1 月 株式会社ミナジン (現株式会社kubell/パ  ートナー) 取締役  2023年 10月 当社取締役兼上級執行役員CFO (現任)  2024年 4 月 株式会社kubellパートナー取締役 (現  任)</p> <p style="text-align: center;"><b>【重要な兼職の状況】</b>  株式会社kubellストレージ取締役  株式会社kubellパートナー取締役</p>	576,282株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	ふくだ しろうじ 福田 升二 (1980年1月29日生)	2004年4月 伊藤忠商事株式会社 入社 2013年1月 株式会社エス・エム・エス 入社 2018年7月 同社執行役員 2019年1月 当社社外取締役 2020年4月 当社入社 執行役員兼事業推進本部長 2020年7月 当社執行役員CSO兼ビジネス本部長 2020年9月 Nintホールディングス株式会社社外取締 役 2021年7月 Chatworkストレージテクノロジーズ株 式会社(現株式会社kubellストレージ)代 表取締役 2022年3月 当社取締役兼執行役員CSO兼ビジネス 本部長 2022年4月 当社取締役兼執行役員COO兼ビジネス 本部長 2023年1月 当社取締役兼執行役員COO 2023年1月 株式会社ミナジン (現株式会社kubell/パ ートナー) 取締役 2023年10月 当社取締役兼上級執行役員COO (現任) 2024年4月 株式会社kubell/パートナー取締役 (現 任) 2026年1月 株式会社kubellストレージ取締役 (現 任)  <b>【重要な兼職の状況】</b> 株式会社kubellストレージ取締役 株式会社kubell/パートナー取締役	275,133株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	みやさか ともひろ 宮坂 友大 (1982年10月28日生)	2006年4月 SBIホールディングス株式会社 入社 2008年8月 GMO VenturePartners株式会社 入社  2013年11月 同社パートナー 2013年12月 同社取締役 2015年4月 当社社外取締役 2019年4月 Capital T合同会社代表社員 (現任) 2019年5月 当社社外取締役退任 2021年3月 当社社外取締役 (現任)  【重要な兼職の状況】 Capital T合同会社代表社員	28,229株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山本正喜氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社Fun&Creativeが所有する株式数を含んでおります。
3. 山本正喜氏は、当社の親会社等であります。同氏は、同氏の資産管理会社である株式会社Fun&Creativeにおいて代表取締役の地位にあります。
4. 宮坂友大氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって5年となります。なお、それ以前に同氏は4年間当社の社外取締役でした。
5. 宮坂友大氏は社外取締役候補者であります。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
6. 宮坂友大氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が経営に関する深い理解と見識があり、当社の当面の事業展開のみならず、長期的展開について大所高所からのアドバイスを期待でき、さらに、一般株主と利益が相反するような事情もなく、独立した立場からの経営陣に対する実効的な監視・監督を期待できるからであります。
7. 当社は、宮坂友大氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定契約に基づく責任の限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限られます。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役が就任した場合には各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。また、保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。なお、各候補者の任期途中である2026年11月22日に当該保険契約を更新する予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、現任の監査等委員である取締役 熊倉安希子氏は任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
くまくら あきこ 熊倉 安希子 (1978年9月27日生)	2003年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2017年4月 熊倉公認会計士事務所所長（現任） 2017年5月 株式会社バンク・オブ・イノベーション社外監査役 2019年12月 同社社外取締役（監査等委員）（現任） 2020年9月 株式会社ギックス社外監査役（現任） 2022年5月 株式会社やる気スイッチグループホールディングス社外取締役 2024年3月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）  【重要な兼職の状況】 熊倉公認会計士事務所所長 株式会社バンク・オブ・イノベーション 社外取締役（監査等委員） 株式会社ギックス社外監査役	4,056株

- (注) 1. 熊倉安希子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 熊倉安希子氏は社外取締役候補者であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって2年となります。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
3. 熊倉安希子氏は、公認会計士として長年にわたり企業の会計監査に従事され、財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験を有しておられます。監査等委員としての立場から当社の経営に参画いただくことで、当社の事業活動の公平・公正な決定及び経営の健全性確保が期待できることから、同氏を監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。
4. 当社は、熊倉安希子氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限られます。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用

な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、監査等委員である取締役に就任した場合には各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。また、保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。なお、各候補者の任期途中である2026年11月22日に当該保険契約を更新する予定であります。

以 上

(ご参考) スキルマトリックス

氏名	地位及び担当	各取締役の知識・経験等								
		企業・事業経営	財務・会計	資本市場・M&A	法務・リスクマネジメント	グローバルビジネス	テクノロジー・トレンド	事業戦略・マーケティング	ESG	
山本 正喜	代表取締役兼 社長上級執行 役員CEO	●						●	●	●
井上 直樹	取締役兼上級 執行役員 CFO	●	●	●		●				
福田 升二	取締役兼上級 執行役員 COO	●		●		●		●		
宮坂 友大	社外取締役	●		●		●	●			
熊倉 安希子	社外取締役 (監査等委員)		●	●	●					
村田 雅幸	社外取締役 (監査等委員)	●		●	●					●
早川 明伸	社外取締役 (監査等委員)	●		●	●					●
福島 史之	社外取締役 (監査等委員)		●	●	●	●				

- (注) 1. 上記「地位及び担当」の記載内容は、各候補者が本株主総会において選任された場合に予定されているものとなります。
2. チェックされている項目は、各取締役の全ての知識や経験を表すものではありません。